

農地法第4・5条に関する農地転用許可後に

転用事業が完了したら①・②を提出してください。(資材置場の場合は工事完了後①のみ提出し、工事完了報告の6か月後に②を提出)ただし、転用面積3000㎡以上の場合は、許可後3か月及びその後1年毎に工事が完了するまで工事進捗状況の報告を要します。

転用事実確認証明をもって不動産登記法で定める登記原因を証する書面とします。

転用事業が**資材置場・貸資材置場の場合、工事完了報告後6か月を経過しないと転用事実確認証明書は発行できません**のでご注意ください。

なお、農地法第5条の許可を受けた者は、許可指令書によって所有権の移転もしくは賃借権等の設定のための登記申請を、速やかに行ってください。

許可指令書には、「申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること」と明記されています。転用は事業計画のとおり工事期間内に行ってください。工事完了報告書提出による現地確認において、事業完了が認められない(申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供していないと認められた)場合、**転用事実確認証明書は発行できません**。
 ※転用事実確認証明書の発行時期は、「当初計画及び設計による全工事が完了し、目的どおり利用されている時とする」(その他の建築物、構築物、施設等の場合)となっております。

① 工事完了報告書

	添付書類等	部数	内 容
1	工事完了報告書	2	個人が氏名を自書する場合は押印を省略することができる。 ※相続や転居のため、申請者の氏名や住所等が許可時と異なる場合は、経過(つながり)が判るものを添付
2	現況写真	2	許可地全体が判明できる写真。 広範囲の場合は多方向から撮影する。
3	見取図	2	土地利用計画図等
4	委任状	2	代理人が提出する場合
5	許可書の写し	1	許可書に図面等が添付されている場合は、その写しも添付
6	公図の写し	1	許可地を赤枠で表示
7	案内図	1	許可地を赤で表示

② 転用事実確認証明願 ※工事完了報告書と同時提出の場合、3~7は省略できます。

	添付書類等	部数	内 容
1	転用事実確認証明願	2	個人が氏名を自書する場合は押印を省略することができる。 ※相続や転居のため、申請者の氏名や住所等が許可時と異なる場合は、経過(つながり)が判るものを添付
2	委任状	1	代理人が提出する場合
3	現況写真	1	許可地全体が判明できる写真。 広範囲の場合は多方向から撮影する。
4	見取図	1	土地利用計画図等
5	許可書の写し	1	許可書に図面等が添付されている場合は、その写しも添付
6	公図の写し	1	許可地を赤枠で表示
7	案内図	1	許可地を赤で表示